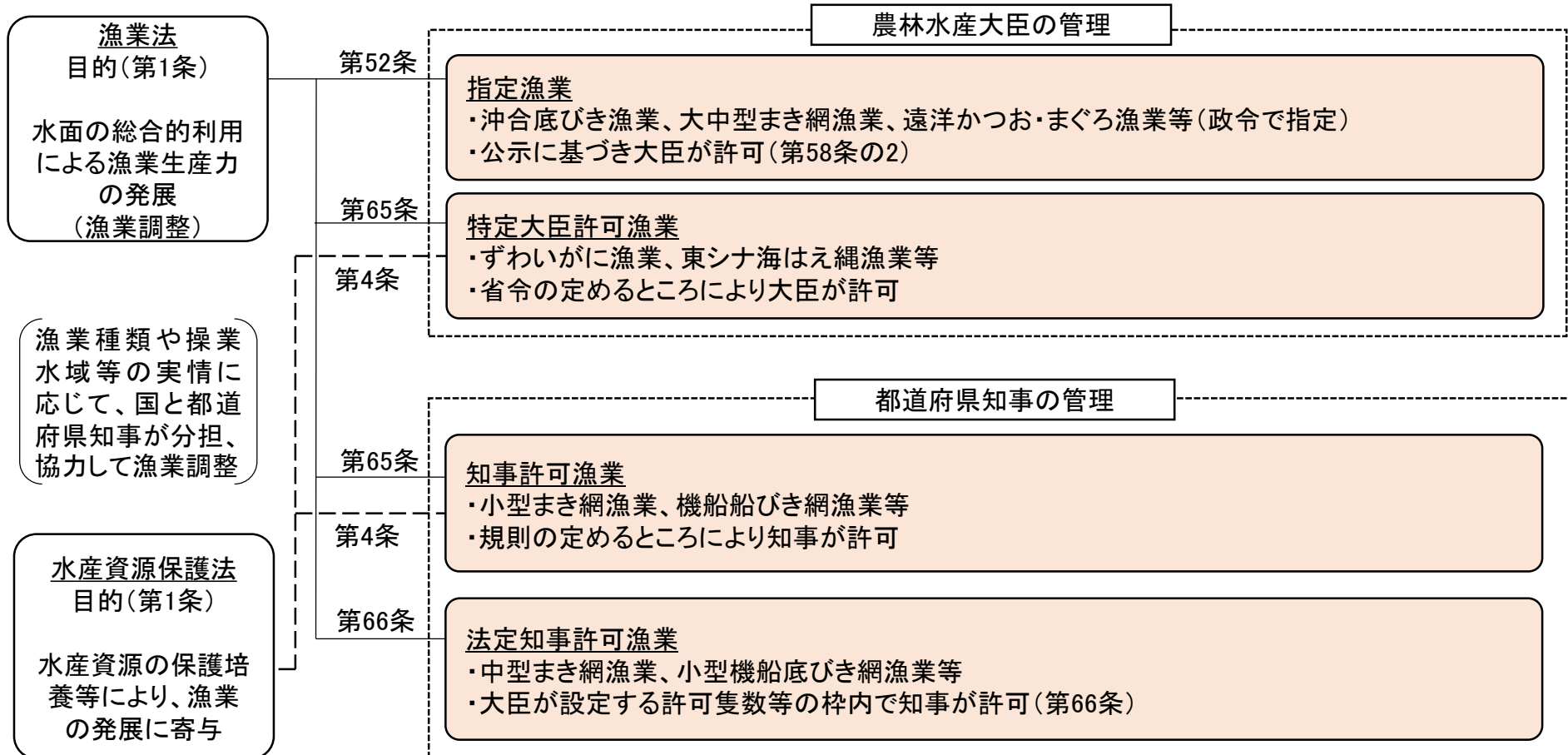


遠洋・沖合漁業等 (漁業許可制度)

漁業許可制度の体系

- 漁業許可制度は、漁業法等に基づき、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、当該漁業を営んではならない制度。



指定漁業の概要

- 指定漁業とは、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、政府間の取決め、漁場の位置などにより国が統一して漁業者や使用する船舶について制限を行うことが適当な漁業（政令で13漁業種類を指定）。
- 農林水産大臣は、事前に漁業ごとに、漁船の総トン数とトン数別の隻数を定めて公示し、船舶ごとに許可。
- 総トン数で総漁獲量をコントロールしようとしているが、許可されれば漁獲量（≒漁獲金額）を大きくしようとする意図が働き、資源管理の効果には限界がある。
- トン数別の隻数の枠がはめられていること等の様々な規制の存在が効率的な操業の実現を妨げている側面がある。

<指定漁業の種類>

- ①沖合底びき網漁業（15～170トン）
- ②以西底びき網漁業（160～170トン）
- ③遠洋底びき網漁業（280～600トン）
- ④大中型まき網漁業（15～770トン）
- ⑤大型捕鯨業
- ⑥小型捕鯨業
- ⑦母船式捕鯨業
- ⑧遠洋かつお・まぐろ漁業（120～600トン）
- ⑨近海かつお・まぐろ漁業（10～120トン）
- ⑩中型さけ・ます流し網漁業（80～200トン）
- ⑪北太平洋さんま漁業（10～200トン）
- ⑫日本海べにずわいがに漁業（70～160トン）
- ⑬いか釣り漁業（80～440トン）

<指定漁業の性格>

指定漁業においては、漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとして船舶の総トン数ととらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方（漁船の大きさは、魚倉容積、積載漁具、ひき網能力を反映）。



投入量規制（インプットコントロール）

注1: 括弧内は実操業船のトン数規模

注2: ①、②、④、⑧、⑨については、トン数階層を細分化

指定漁業の許可に係る制限

- 沿岸漁業や他の指定漁業等との調整の観点から、操業区域や漁獲対象等について、詳細な規制が行われており、さらに、民間の申合せ等も行われている。

＜指定漁業の規制事項＞

■ 許認可の公示

漁業の方法、船舶の総トン数、総トン数別の隻数、操業区域

■ 許可の制限条件

操業区域、操業期間、漁業の方法 等

■ 指定省令

操業区域・期間、対象魚種、漁具・漁法、漁獲物の陸揚港・転載 等

■ 協定、団体間の申し合わせ等

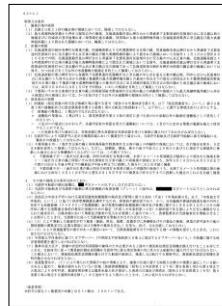
局地的な操業区域、操業期間、操業時間(昼間禁止)、投網回数、魚倉容積、一斉休漁日 等

大中型まき網漁業の事例(制限条件)

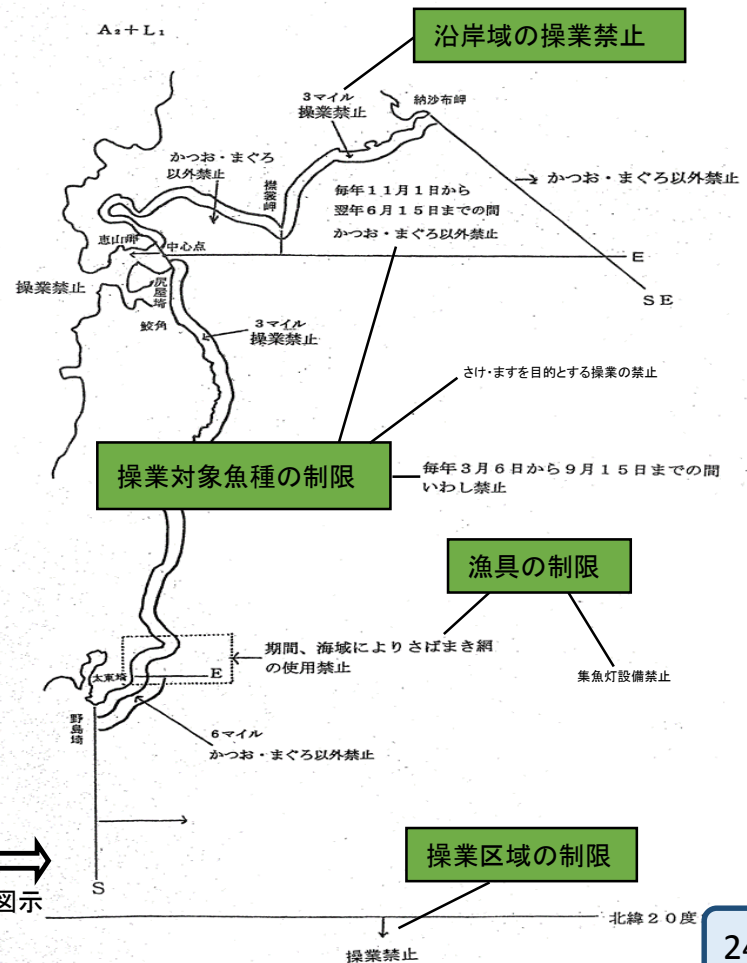
許可証表面



裏面(制限条件)



制限条件の内容を図示



(参考) 船舶トン数別・航行海域別の海技士の乗組基準等

- 指定漁業について、漁業法に基づく漁業種別・海区別の漁船トン数規制のほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法(海技免状)、船舶安全法に基づく船舶トン数別等による海技士の乗組基準や船舶安全基準(20トン、200トン、500トン等が境界)が存在。
- 漁船の大型化のためには、有資格者の雇用、船舶検査等が必要。

○乗組基準(船舶職員及び小型船舶操縦者法)

- ・ 船舶トン数、航行海域により、有効な海技免状を有する海技士を乗り込ませなければならない。
- ・ 20トン未満の漁船については、小型船舶操縦士の免許で可。

○船舶検査(船舶安全法)

- ・ 20トン以上の漁船は国(国交省)による検査(詳細な復原性計算等が必要)
- ・ 20トン未満の漁船のうち12海里以遠に行くものは日本小型船舶検査機構による検査。(詳細な復原性計算等は不要)
 おおむね100海里内;小型第1種漁船
 おおむね100海里超;小型第2種漁船

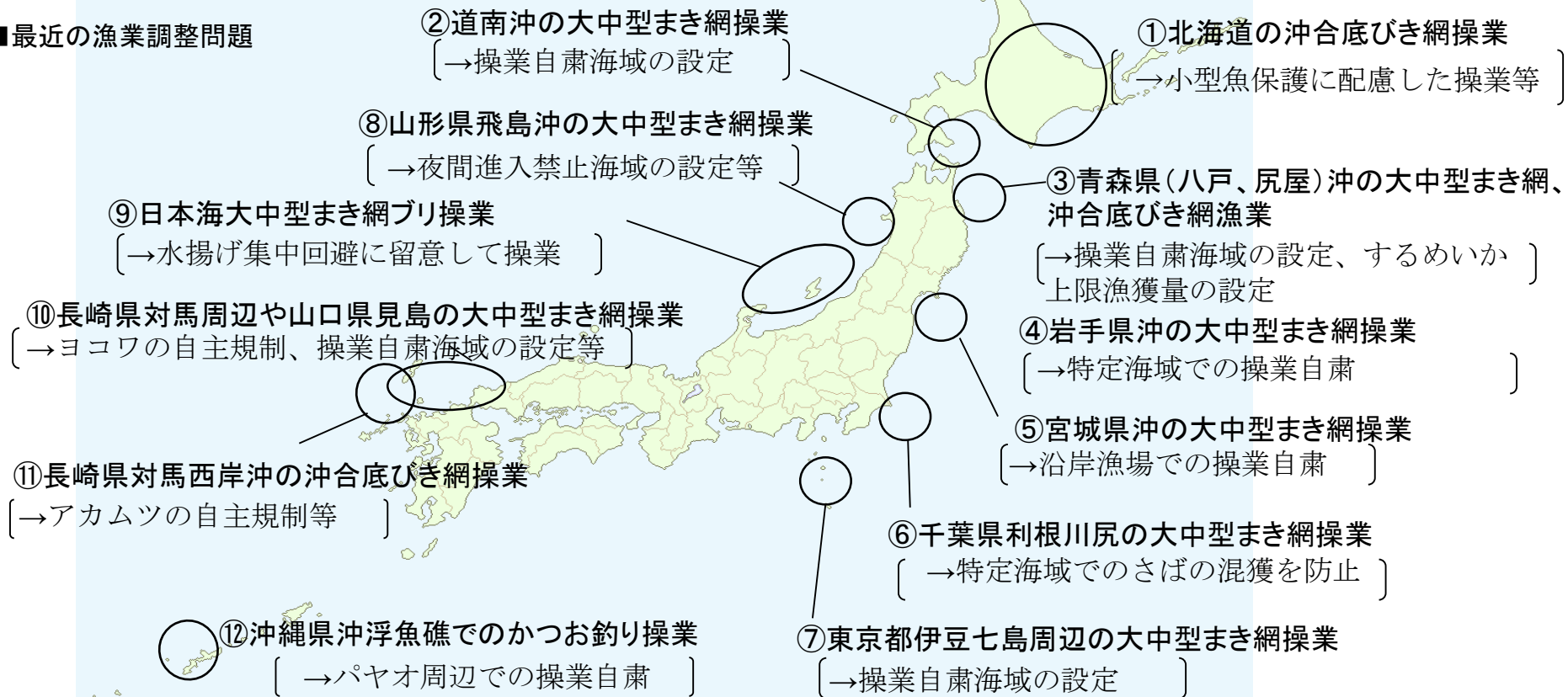
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号)別表第一第一号表(甲板部)

甲板部 航行区域	遠洋区域			近海区域					沿海区域		平水区域		
	甲区域			乙区域			近海区域 (限定近海区域)		丙区域				
船舶職員	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	船長	一等航海士	二等航海士	船長	一等航海士
総トン数 (G/T)	一級	二級	三級	三級	一級	三級	四級	五級	三級	四級	五級	三級	四級
5,000	二級	二級	三級	四級	三級	四級	五級	五級	四級	五級	五級	四級	五級
1,600	二級	三級	四級		三級	四級	五級		級	級	級	級	級
500	三級	四級	五級		四級	五級			四級	五級		五級	六級
200	四級	五級			五級				五級			六級	六級

(参考) 沖合漁業と沿岸漁業の漁業調整

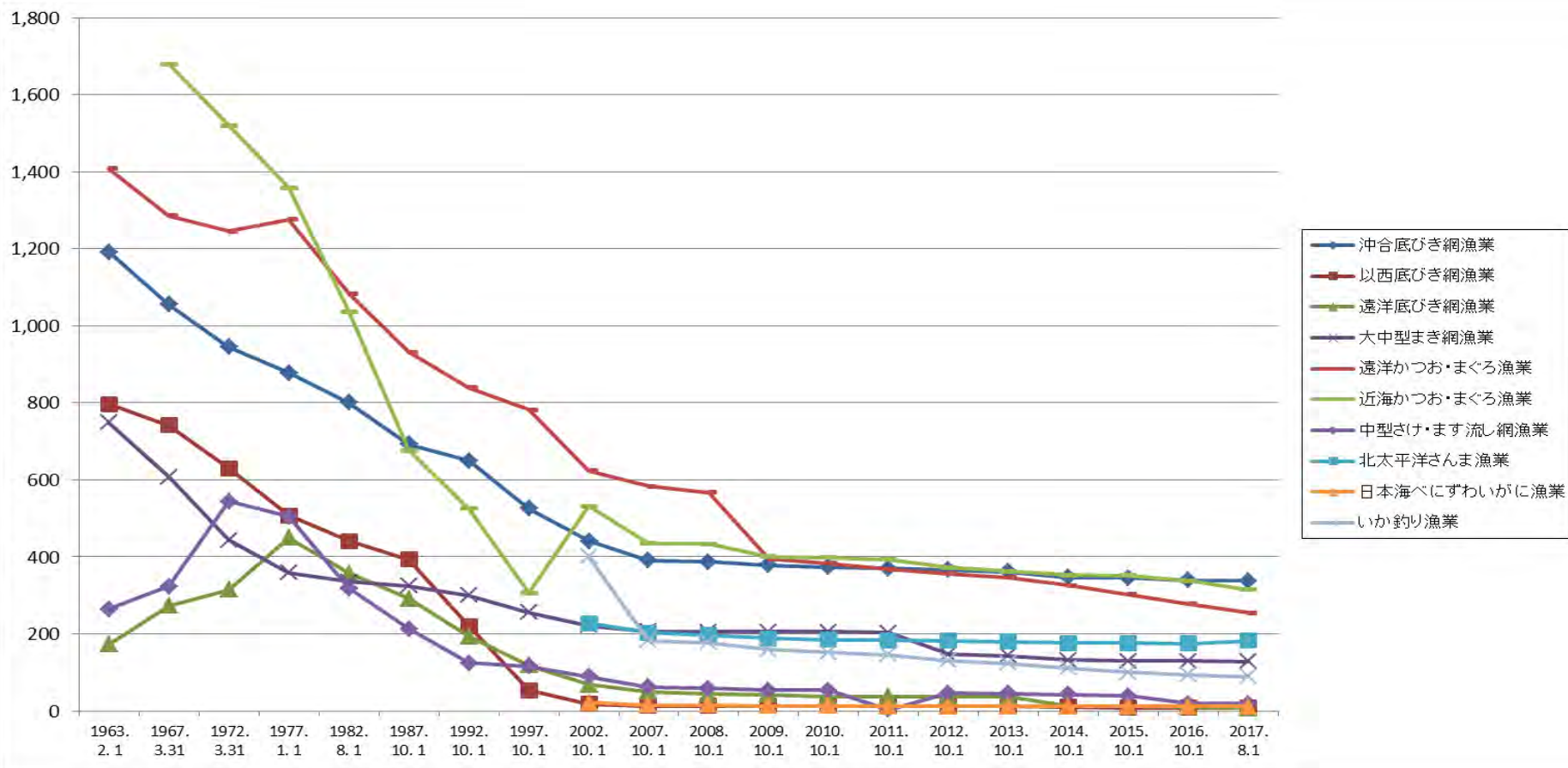
- 漁業調整問題は、沿岸漁船の高性能化に伴い、沿岸漁船が沖合に進出したこと等により、沿岸漁業と効率的漁法である大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業間で多発。
- 沿岸漁業と沖合漁業の共存を図るため、地域ごとの操業上の問題について、当事者間の話し合いを基本として、水産庁が調整の仲介、あっせん等に積極的に対処し、両者の相互理解のもとで資源や漁場の有効利用を推進。

■最近の漁業調整問題



指定漁業の許可隻数の推移

- 許認可隻数は年々減少傾向であり、2017年の許認可隻数は10年前(2007年)の許認可隻数の65%。
- 基本的に従前の許可の内容と同一の申請内容であれば許可される仕組みであるため、減少理由は、既存漁業者の自主的な廃業が主(この他に国際規制の強化等に伴う減船)。



注: 大型捕鯨業、小型捕鯨業、母船式捕鯨業は除く。

2002年における近海かつお・まぐろ漁業の許認可隻数の増加は、当該漁業のトン数の下限を20トンから10トンに引き下げたことによる。

指定漁業の許可の更新

- 指定漁業の許可の有効期間は原則5年間とされ、5年ごとに許可の更新(いわゆる「指定漁業の一斉更新」)が行われている(2017年8月1日にも実施)。
- 実績船舶は基本的に更新される仕組みになっている。

○指定漁業の許可の手続

一斉更新についての処理方針の策定

(今回の処理方針)

- ・公示隻数の抑制
- ・数量管理の充実
- ・VMSの全許可船舶への設置
- ・漁業調整の推進
- ・新規参入機会の確保 等

許認可隻数等の公示案について、水産政策審議会に諮問・答申

漁業種類ごとに船舶の総トン数別の許認可隻数等を公示

許認可申請の受付

適格性の審査

(申請者が以下の事由に該当しない必要)

- ・漁業・労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く
- ・申請に係る漁業を営むに足る資本その他の経理的基礎を欠く 等

公示に基づく許可等

(ケース1)申請数が公示隻数以下の場合

実績船舶(公示前に許認可を受けていた船舶:以下同じ)及び新規申請のいずれも許認可

(ケース2)実績船舶の申請数が公示隻数を超える場合

少なくとも以下の3つの事項を勘案して許認可基準を定め、それに従って許認可

- ・実績船舶の申請に係る申請者別隻数
- ・その指定漁業の操業状況
- ・各申請者がその指定漁業に依存する程度

(ケース3)実績船舶の申請数と新規申請の申請数が公示隻数を超える場合

次の順位で許認可

- ① 実績船舶による申請
- ② 漁業生産力の発展に特に寄与すると認める新技術の企業化等のために使用する船舶についてされた申請
- ③ ②を除く新規申請によるくじ引き